

令和4年10月1日から



自転車保険^{*}の加入が義務化

被害者の速やかな救済と加害者の経済的負担を軽減するため、自転車保険へ加入しなければなりません。

^{*}自転車保険とは、自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を補填するための保険又は共済（自転車損害賠償責任保険等）を指します。

Q どんな人が対象？

A.01

自転車利用者

A.02

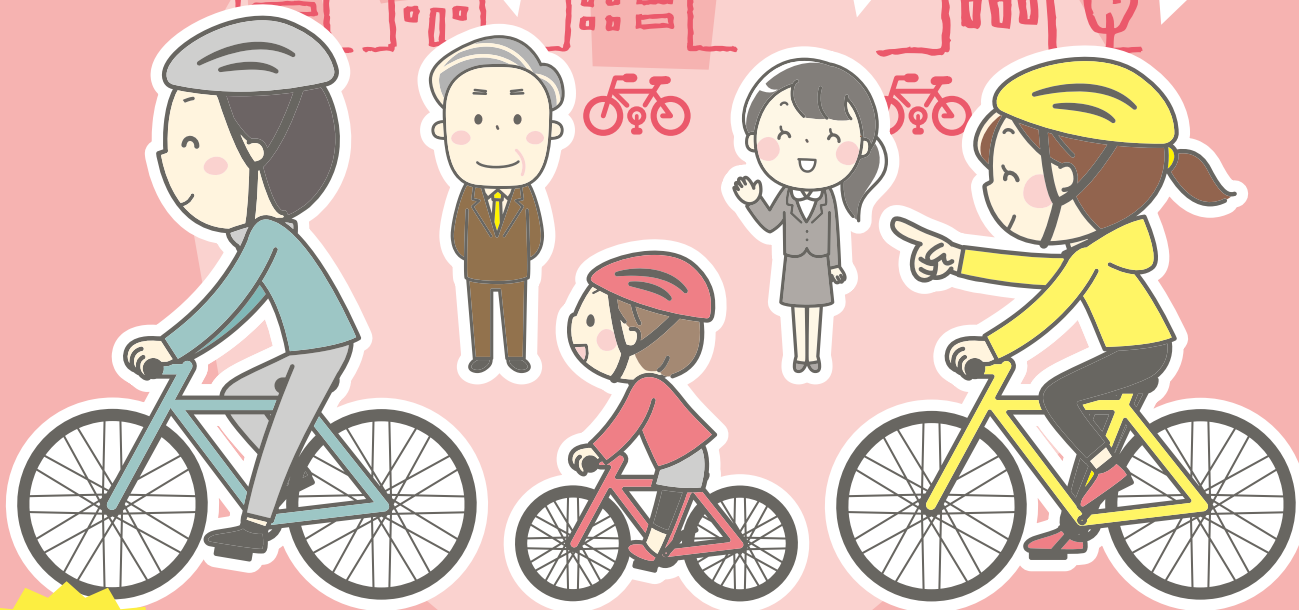
事業活動に
自転車を利用する
事業者

A.03

自転車貸付
事業者

A.04

子どもが
自転車を利用
する保護者



自転車事故による 高額賠償 事例

損害賠償額 **9,521** 万円

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

県では、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、「新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。（令和4年4月1日施行）



自転車の点検・整備に努めましょう

^{*}自転車利用者、自転車を利用する未成年者の保護者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、必要な点検及び整備を行うよう努めなければいけません。



乗車用ヘルメットを着用しましょう

^{*}県では、子どもだけでなく、自転車を利用する全ての年齢層に乗車用ヘルメットの着用を推奨しています。

ご自身の保険等の加入状況は裏面をチェック！▶